

福島市農業委員会報

第175号

平成28年12月

編集
福島市農業委員会事務局
発行
福島市農業委員会
〒960-8601
福島市五老内町3番1号
電話 024-535-1111(内 5232)



▲りんごを使用した料理教室

平成28年度 農業ふれあい体験事業

食育活動を通して農業への理解を深めてもらおうと今年も平成28年5月28日より4回にわたり、平成28年度農業ふれあい体験事業を実施しました。

今年も、信陵・笹谷地区を中心にりんごの摘果作業・葉摘み作業、桃と梨の収穫などを体験しました。

参加者からは、毎回楽しく農業のこと食のことを知ることができ、貴重な体験が出来たと好評でした。

農業ふれあい体験事業の様子は、福島市のホームページにも掲載しておりますので、ご覧ください。

市長に農地等利用最適化推進施策の改善についての意見を提出



守谷農業委員会会長はじめ農業委員会七役が、10月17日「平成29年度農地等利用最適化推進施策の改善についての意見」を小林香市長に提出しました。

農地等利用最適化推進施策に関わる農業・農村の問題を幅広くくみ上げた現場の意見が反映されるように、各地域の意見を集約し、農政対策小委員会（宍戸薫委員長）で原案を作成し、9月開催の農政部会で議決されたものです。昨年まで、建議書として提出していましたが、新たな農業委員会制度により農地等利用最適化推進施策の改善についての意見へ変更となりました。なお、提出した意見書の項目は下記のとおりです。

1 農業振興対策全般

- (1) TPPの対応について
- (2) 経営所得安定対策の拡充について
- (3) 海外への販路拡大について
- (4) 6次産業化・ブランド化に向けた支援策について
- (5) 観光と結びつけた施策について

2 耕作放棄地解消施策

- (1) 農地中間管理機構の体制強化について
- (2) 耕作放棄地に対する課税強化反対について
- (3) 不在地主対策について
- (4) 圃場等の整備について
- (5) 耕作放棄地の市民農園としての利用について

3 農業経営支援対策

- (1) 認定農業者等担い手への支援強化について
- (2) 労働力不足対象対策について
- (3) 農業サポートセンターの機能充実について

4 農業後継者、新規就農者支援対策

5 放射能汚染対策と損害賠償継続について

- (1) 放射能汚染対策について
- (2) 損害賠償継続について

6 安全・安心な農産物のPR活動の強化

7 福島大学農学系学類との連携

- (1) 農業系高校、地元農家との連携、交流について
- (2) 卒業生の受け入れ体系の構築について

8 女性農業者の活躍にむけた取り組みについて

9 有害鳥獣被害防止対策

- (1) 有害鳥獣被害防止のための支援について
- (2) 有害鳥獣捕獲対策について

10 果樹の病害虫被害対策について

11 太陽光発電の普及に伴う農地に及ぼす影響について

農業委員会制度が変わります

農業委員会等に関する法律が平成28年4月に改正され、福島市では、来年7月20日より新体制に移行します。

これに伴い、農業委員と農地利用最適化推進委員の推薦・公募を広く実施します。

推薦・公募は来年2月を予定していますが、詳細は今後市政だより、市ホームページ等で広報いたしますのでご覧ください。

なお、法改正の主な内容は、次のとおりです。

【主な改正点】

1. 農業委員の選出方法の変更



2. 農地利用最適化推進委員の新設

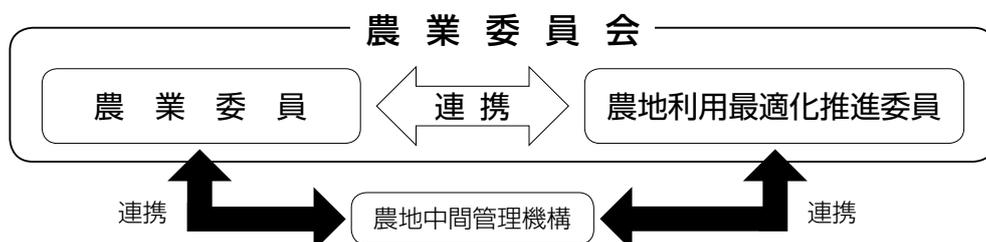
各区域において農地等の利用の最適化を推進するために現場活動を行う農地利用最適化推進委員が新設されます。



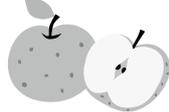
【農業委員・農地利用最適化推進委員の主な業務】

農 業 委 員	農地利用最適化推進委員
1 農地の貸借・売買の許可、決定及び農地転用許可への意見、許可 (1) 農地の貸借・売買の許可、決定等 (2) 遊休農地に対する措置 (3) 農地転用許可への意見、許可 (4) 違反転用の対応 2 農地利用最適化推進指針等の作成 3 農地利用最適化推進施策の改善に関する行政機関への意見決定	1 担当地区での農地利用の最適化のための実践活動が主体 (1) 担い手への農地利用の集積・集約化 (2) 耕作放棄地の発生防止・解消 (3) 新規参入の支援活動 2 総会等に出席し、農地利用の最適化推進に関する意見を述べる 3 農地利用最適化推進指針の作成に参画

【農業委員会の新体制】



平成28年度 農業ふれあい体験事業の報告と感想

<p>第1回</p>	<p>内容：りんごの摘果作業を体験し、栗本堰を見学しました。</p> <p>感想：たくさんの実が出来るけど落としてしまうほうが多いと聞いて驚いた。一つ一つ大切に食べたと思った。</p>	<p>第2回</p>	<p>内容：JA共選場を見学後、梨と桃を収穫しました。</p> <p>感想：収穫しやすいように低木にしているが、それでも腰に負担がかかる姿勢で苦勞が分かった。</p>
   		   	
<p>第3回</p>	<p>内容：花の寄せ植えと農業委員が分担して紙芝居「あかつき村のももばたけ」を読み聞かせしました。</p> <p>感想：桃が出来たときのワクワク感が伝わってきた。農業委員さんの演技が上手だった。</p>	<p>第4回</p>	<p>内容：アップルパイ、アップルティー、りんごジャムを作りました。</p> <p>感想：アップルパイ作りは簡単で美味しかった。普段料理をしない子どもが積極的にやっていたのが良かった。</p>
   		  	

◎農地法等の許可申請は事前にご相談を！

- 農地法等の許可申請は、毎月1日（閉庁日の場合は、翌開庁日）締め切りです。
- 申請の際には、記載漏れや誤りがないか、添付書類は揃っているかなどを確認してから申請してください。
- 申請書、添付書類に不備や不足があると、当月分として受付できなくなり翌月分扱いとなりますので、事前に窓口でご相談のうえ、余裕を持って申請手続きをお願いします。

◎老後に備え農業者年金に加入しませんか？

- 農業者年金は、農業者がより豊かな老後生活を過ごすことができるよう国民年金（基礎年金）に上乗せした任意加入の公的年金制度です。

◎全国農業新聞を読みませんか？

- 農家の経営と暮らしに役立つ情報誌
- 毎週金曜日発行
- 購読料1ヶ月700円

農地法等の許可申請・農業者年金・全国農業新聞へのお問い合わせ、お申し込みは農業委員会事務局（電話525-3779）まで。